

令和5年3月16日

公益財団法人広島原爆障害対策協議会
次世代育成支援対策推進法に基づく第5期行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

2 内 容

目標1 女性職員…育児休業取得率90%以上を維持
男性職員…育児休業（1人以上）、妻の出産休暇の取得（1回以上）
または子の看護休暇の取得（1回以上）

【対策】

- ① 令和5年4月～ 男性の育児休業と育児目的休暇を取得しやすい環境づくりのための啓発を行う。男性も育児休業できることの情報提供を行い、取得の促進を図る。
- ② 令和5年4月～ 男性職員の育児休業希望者について随時相談を受け付ける。

目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

【対策】

- ① 令和5年4月～ 本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員へ諸制度について説明を行う。育児と仕事の両立を図れるよう周知徹底する。

目標3 時間外勤務削減に取り組み、一人当たりの所定外労働時間を削減する

【対策】

- ① 令和5年4月～ ノー残業デーの実施（毎週木曜日）
- ② 令和5年4月～ 毎月、部署ごとに時間外勤務が多い職員を抽出し、所属長へ注意喚起をする
- ③ 令和5年4月～ 各課・科へ状況を聞き取り、衛生委員会にて報告し対策を検討する

※年次有給休暇取得促進については「女性活躍推進法に基づく行動計画（第1期）」で取組を実施する。